

社会的共通資本研究会

講師： 京都大学 間宮陽介 名誉教授

演題： 日本漁業の過去と現在—社会的共通資本の観点から—

日時： 2013年8月5日(月) 15:00-17:30

[要旨]

本年4月、復興庁は宮城県が申請していた水産業復興特区（石巻市桃浦地区）の推進計画を認定し、9月に漁業権の免許が交付される見込みとなった。この特区構想は、震災復興の一環として宮城県知事や経済諸団体などによって計画発案されたものだが、その中心である漁業権開放の主張は、震災以前から見られる。例えば、水産業改革高木委員会報告（2007年2月）は、水産業参入のオープン化による資本、技術、人、販売力の参入促進を謳い、規制改革会議第2次答申（同12月）も漁業権の優先順位を問題視している。しかし、こうした主張には、以下の通り違和感を禁じ得ない。

まず、前提として、オープン化の主張は「漁業は漁業協同組合（漁協）に独占されている」という認識と一体になっているが、この認識は正確ではない。そもそも、漁業権漁業とは、都道府県知事が免許を行う沿岸部や内水面の漁業（概ね沿岸1キロ以内、多くが300～400メートル程度）を指し、農林水産大臣が許可を行う沖合、近海、遠洋漁業とは区別される。さらに、漁業権自体も魚種や漁法によって4種類に分類され、漁協に最優先で免許が交付されるのは共同漁業権（小型定置網、固定式刺し網、地引き網、採貝採藻等）と特定区画漁業権（かき、真珠等の一部養殖漁業）に限られる。

その上で、第一に、海の公共性を根拠とする漁業以外の用途への開放については、水産資源をめぐる集落間の争いが入会権の設定という形で解決していった歴史（海の公共性の実現を突き詰めた結果、海が特定人の手に帰する）に鑑みれば、矛盾が明らかである（逆に開き直った主張として、大前研一「東京・大阪湾での漁業を禁止しマリンスポーツに開放せよ」（「日本の風土病—偏狭症」文藝春秋1989年3月号））。また、日本の海岸自然環境は、沿岸漁業が営まれてきたからこそ現在の白砂青松が保たれていると考えられ、この点でも徒な開放には懸念なしとしない。

第二に、漁場の民間事業会社への開放については、昭和37年漁業法改正の趣旨である漁業の近代産業化の延長上に位置付けることができる。すなわち、漁業権の法的性質は、江戸時代以来、昭和24年の昭和漁業法に至っても、組合員各自が権利主体となる入会権（総有）とされてきたが、同改正において、漁協を単独の権利主体となし、組合員の漁業を営む権利は派生的・社員権的権利とする考え方（社員権説）への抜本的転換が図られた（このことを確認した判例として、H1大分市白木漁協最判）。

しかし、前述の通り、漁業権漁業とは沖合 1 キロ程度以内で行われる漁業のうちの一部にすぎず、こうした小規模な漁場がビジネス的漁業とマッチするかは疑わしい。また、民間開放の主張には外部資本参入促進の趣旨も含まれているところ（2011年6月復興構想会議提言）、地域に根ざさない資本は効率的な漁場を求めて自由に移動できるため、地域の持続可能性が劣後に置かれ、結果的に総体としての日本の水産業が一層衰退してしまうおそれもある。

第三に、震災により壊滅的打撃を受けた漁業の復興（水産業復興特区）については、あくまでも復興のための時限的措置にとどまるのか、恒久的な漁場開放の実現に向けた伏線なのか、震災復興特区法からは明らかでない。この点で憂慮されるのが、いわゆる惨事便乗型資本主義の襲来（ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン』）である。例えば、スマトラ沖大地震後のスリランカでは、米国企業の主導で復興計画策定及び集約大型漁港の建設が行われ、漁業大規模化の陰で地元漁民を排除してのリゾート開発が進められた。宮城県の特区案も、実態は大手コンサル企業に委託して作られたものである。

漁業権漁業は、歴史的・自然的条件を踏まえて形成されてきたものであり、それぞれ固有の「場所」の中で育まれるという性質上、「場所」を問わない資金によって成り立つビジネス原理とは本来的に相容れない。権利の開放（外延的合理化）に固執するのではなく、社会的共通資本として資源や自然の保持とともに漁業を考えていく（内包的合理化）ことが重要である。

以 上